

給食納付金（給食費）の取扱いについて

2月及び3月の学校給食につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、給食時間における感染防止を図るため、配膳作業の少ない給食を提供することといたしました。

また、給食費につきましては、2月分は通常どおりの額となりますが、3月分につきましては、6月から9月まで（以前実施した簡易給食）及び2月の簡易給食の差額調整分の精算及びコロナ禍による保護者の費用負担の軽減を図るため、公費にて負担することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、その他、給食費の取り扱いにつきましては、下記のとおりですので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 2月分の給食費について
通常の給食費の額を2月分の納期限（3月1日）までに、納付してください。
- 2 3月分の給食費について
納付する必要はありません。 ※公費負担
- 3 納付書による納付の方について
3月分を既に納付済の方は、後日、還付または充当いたします。
- 4 口座振替による納付の方について
3月分の振替（3月31日）はいたしません。

【問合せ先】

あきる野市教育部
学校給食課秋川学校給食センター係
電話 042-558-1123